

大雨に備え避難確保計画の速やかな作成を！！

○水防法により

「**避難確保計画の作成**」 「**訓練の実施**」 が**義務付け**

【対象施設】

浸水想定区域内の要配慮者利用施設

〔要配慮者利用施設とは〕

社会福祉施設、医療施設など、

避難行動に時間を要する方が利用する施設

〔令和2年6月19日現在の状況〕

市内4,555施設中、2,452施設が作成済(約54%)

作成支援、計画書の提出等について

計画作成の詳細については、大阪市ホームページに掲載中。

計画書の作成方法など不明な点があれば

危機管理室 06-6208-7385

へお電話ください。

- 避難確保計画の提出先：危機管理室（市役所 地下1階）
- 提出期限：令和3年3月31日（水）

※計画の提出がない場合、水防法の規定に基づき施設名を公表

（令和3年5月～6月公表予定）

大雨に備え避難確保計画の速やかな作成を！